

## 厚生労働大臣談話

本日、大阪地方裁判所において、イレッサ訴訟に関し、国勝訴の判決がありました。現時点では、判決の具体的内容を十分把握していませんが、国の主張が認められたものと考えています。

去る1月28日に申し上げたとおり、国としては、今回の事案に学び、今最も必要なことは、医療・医薬品行政全体のさらなる向上であると考えています。がん難民といった問題が指摘されることのない社会を目指すべく、また、がんと闘う患者の方々の立場に立って施策を実施すべく、全力を挙げて取り組みます。

とりわけ、現実にイレッサを投与され、副作用により亡くなられた患者やご遺族の無念さを、どう受け止めるべきか。この課題に真摯に向き合い、医薬品による重大な副作用被害の発生をできる限り防止しつつ、患者の方々の理解を得ながら医薬品が使用されるようにすべく、来月から、厚生科学審議会の場で、薬事制度の改正に向けた議論を進め、速やかな結論を目指します。

また同時に、インフォームド・コンセントの徹底など、がん医療体制の更なる整備を推進します。抗がん剤副作用死救済制度に関する検討も、本格化させます。

こうした政策課題への多岐に渡る取り組みについては、追って具体的に全体像をお示しいたします。

本日の判決を機に、国としては、全てのがん患者の方々のため、そして医療・医薬品行政全体の向上のため、こうした努力を重ねてゆくことを、あらためて国民の皆様にお約束いたします。